# 酒田市と民間事業者との公民連携に関する実施方針

### 第1 基本的考え方

### 1 公民連携とは

公民連携(Public Private Partnership、PPP、官民連携ともいわれる。)とは、行政と民間事業者の連携により、公共サービスの提供や公共施設の積極的な利活用を行うことであり、これまで、行政が行ってきた分野に、民間事業者の知恵やアイデア、資金やノウハウを活用し、行政と民間事業者が対等なパートナーとしてお互いの強みを生かし、市民サービスの向上や業務の効率化を持続的に行うとともに、地域と経済の活性化を目指すものです。

#### 2 背景と課題

少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増大や公共施設やインフラの老朽化などに対応するための財源確保や、目まぐるしく変わる社会情勢や暮らし方の変化による市民ニーズの多様化により、これまでの考え方や取組みだけでは行政運営が困難な状況にあります。

本市においても、現下の状況に対応しながら、効率的で質の高い事務事業の実現と多様化する市民ニーズへの対応を図り、持続可能なまちづくりを進めていくためには、既存の考え方や枠組みにとらわれず、多様な主体と連携しながら、その知見やノウハウ、技術力などを活かし、公共サービスを提供できる仕組みを整えることが必要です。このことは、酒田市総合計画(2018→2027)において目指すまちの姿「賑わいも暮らしやすさも共に創る公益のまち酒田」を具現化するためにも有効な取組みでもあります。

また、民間事業者においては、CSR(企業の社会的責任)やCSV(共通価値の創造)という考え方が重視されており、これまで主に行政の役割とされてきた「社会課題の解決」に向かって、ともに歩む姿勢を持つなど、社会的責任に対する意識の高まりや社会貢献を含む公民連携の進展という傾向は拡大していくものと考えられます。

しかしながら、本市においては、民間移管・委託や指定管理者制度の活用、各種協定の締結、市有財産の貸付、イベントの実施など、民間事業者との連携が個別、局地的になっており、公民連携に対する職員の意識の温度差や、民間事業者からの提案受付窓口が統一されていなかったことによる対応の不均衡、事務手続きなど実施までのプロセスの不明確さなどの様々な課題があり、民間事業者との連携の効果を最大限に活かそうとする戦略的な環境・体制が十分ではありませんでした。

このような背景と課題のもと、持続的な行政運営や市民サービスのさらなる向上のため、公民連携に関する全体的な考え方、目的、姿勢などを庁内外に対して示し、共有することが必要です。

#### 3 基本理念

パブリックマインド\*\*を共有する民間事業者と市が、対話を重ね対等なパートナーとして連携して「公」を担うことで、市民・地域の利益を創出し「公益の街酒田」を体現する事業の構築を目指します。



※パブリックマインド ・地域や社会のために事業を実施する意思

・公益の担い手として事業を実施する意思

#### 4 本市が公民連携に取り組む3つの目的

### (1) 質の高い市民サービスの提供

民間事業者のノウハウ、専門知識や技術を活用することにより、行政だけでは生み 出すことのできなかった多様なサービスの展開を図り、質の高い市民サービスの提供 を図ります。

### (2) 行政資源の有効活用と効果的・効率的な事業の実現

民間事業者との連携を推進することにより、効果的・効率的に事業を行い、歳出の抑制・歳入の確保を図るとともに、それにより生み出された行政資源を重要度や優先度の高い分野に重点的に配分します。

#### (3) 地域や経済の活性化(新たな市場機会の創出)

市がこれまで直接行ってきた業務を民間事業者に委ねることで、民間事業者の事業 機会の拡大を促し、地域への投資やビジネス交流などの促進により、地域や経済の活 性化に寄与します。

## 5 公民連携推進の原則

### (1) 対話と対等

持続可能で良質な市民サービスの提供のため、市と民間事業者がそれぞれの立場の 違いを認めながら、真摯に対話を重ねることによって対等なパートナーとして信頼関 係を築きます。

#### (2) 目標の共有

目標を共有し、市民、民間事業者、市それぞれがメリットを享受できる関係を構築します。

### (3) 役割分担と責任の明確化

民間事業者と市はお互いの能力を最大限発揮できるよう役割分担を明確にします。 また、様々なリスクを想定し、責任の所在について明確にします。

### (4) 透明性の確保とアイデアの保護

実施する事業は公開を原則としますが、民間事業者の知的財産や独自のノウハウ、 アイデアに留意し、保護すべき情報は保護します。

#### 第2 実施方法

本市は、次の2本柱によって公民連携を推進していきます。

## 1 民間事業者提案制度の実施

民間事業者が自らのアイデアやノウハウ、技術等によって市民サービスの質をさらに 向上できる提案を、主体的に行うことができる「民間事業者提案制度」を導入します。 当該制度は、次の2つの類型により実施します。

#### (1) 自由提案型

本市のあらゆる事務事業・遊休資産等について、民間事業者に自由に提案をいただくもの。

#### (2) テーマ提示型

本市があらかじめ提示する特定の事業、課題、物件等に関して提案をいただくもの。

なお、上記それぞれの提案にあたって、社会実験・実証実験の申し出に対しても積極 的に対応します。

民間事業者提案制度による提案に基づく事業を採用し、実施・募集する場合には、選 定の際に一定のインセンティブの付与を検討します。社会実験・実証実験の結果等に基 づき、具体的な事業の提案がなされた場合も同様とします。

また、提案内容が提案を行った民間事業者の知的財産、独自のノウハウが認められるなど、独自性が非常に高い場合には、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び酒田市随意契約の適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)に基づき、当該提案を行った民間事業者との随意契約を検討する場合もあります。

#### 2 事業連携・包括連携協定の積極的推進

社会的責任の観点から地域貢献活動やSDGsなどに資する取組みを推進したいと考える民間企業等を積極的に募集し、本市の行政課題や連携ニーズとを結び付け、市民サービスの向上や地域や経済の活性化を図ります。

#### 第3 推進体制

## 1 事前の情報の提示

公民連携事業は、計画の策定段階から民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れながら進めることや、市場性の有無を確認することが重要であるため、連携の可能性がある資産やサービスなどについて、民間事業者への情報提供が必要と考えています。

そのため、市では利活用を図りたい公共施設や公園などの公共空間、公共サービスなどの施策などに係る情報を積極的に開示するため、公民連携に関するリストの公表を進めます。

## 2 公民連携プラットフォームの構築と運用

公民連携プラットフォームとは、公共施設や公共空間の民間活用や、民間の資金・資源・ノウハウ・ネットワーク等の活用による公共サービスの質の向上、地域経済の活性 化などを目指して公民連携を推進するための多様な主体からなる対話の場を言います。

本市の公民連携の推進においては、パブリックマインドを持つ地域の民間事業者と市が連携して公民連携プラットフォームの運営を担う体制を構築し課題意識の共有を行ったうえで、公民連携推進のための意識醸成や地域人材の育成に取り組みます。

当該プラットフォームの取組みを通じて民間事業者と市は対等な立場で議論を行い、 具体的な公民連携事業の案件の掘り起こしについても行っていきます。

### 3 窓口の一元化

公民連携に関する窓口は、総務部市長公室とします。市長公室は、本市が積極的に公 民連携を進めていくために、民間事業者と業務所管課との調整にとどまらず、事業の実 現に向けて伴走型の事業支援を実施します。